

定 款

一般社団法人関西ニュービジネス協議会

一般社団法人関西ニュービジネス協議会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、一般社団法人関西ニュービジネス協議会（英文名The New Business Conference Kansai。略称「NBK」）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を大阪府大阪市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は、関西において経済・社会構造の変化と技術革新に対応しつつ、商品・サービス等に革新性・新規性を持ち、高成長・高収益を遂げている各種の事業（以下「ベンチャー・ニュービジネス」という。）を展開している起業家・企業経営者等を支援し、相互の啓発・連携及び国際交流を促進するとともに、ベンチャー・ニュービジネスをめぐる諸問題について調査・研究を行うことにより、ベンチャー・ニュービジネスの振興を図り、もって我が国経済・社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、関西において次の事業を行う。

- (1) 研究会・講演会等の開催等により、ベンチャー・ニュービジネスを展開ないしは目指している起業家・企業経営者等の支援・涵養、相互の啓発・連携の推進
- (2) 国際シンポジウム、国際ニュービジネスフェア等の開催等、海外ベンチャー・ニュービジネス及び海外ベンチャー・ニュービジネス関係団体との国際交流の促進
- (3) ベンチャー・ニュービジネスに関する資料の収集、統計の作成、調査研究及び情報の提供
- (4) ベンチャー・ニュービジネスをめぐる経済・社会問題に関する広報・提言
- (5) 個人・法人を問わず、優れたベンチャー・ニュービジネスを展開するものに対しての顕彰・支援
- (6) 前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(会員の種類)

第5条 本会の会員は、正会員、賛助会員及び特別会員とする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した法人、個人又は団体
 - (2) 賛助会員 本会の事業に協力するため入会した法人、個人又は団体
 - (3) 特別会員 本会の目的に賛同する学識経験者で総会において推薦された者
- 2 前項の会員のうち正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

(入 会)

第6条 本会の会員になろうとするものは、理事会において別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

- 2 法人又は団体たる会員にあっては、法人又は団体の代表者として本会に対してその権利を行使する1名の者（以下「会員代表者」という。）を定め、会長に届けなければならない。
- 3 会員代表者を変更した場合は、速やかに理事会において別に定める変更届を会長に提出しなければならない。

(入会金及び会費)

第7条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 特別会員に関してのみ入会金及び会費は無料とする。

(任意退会)

第8条 会員が退会しようとするときは、別に定める退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の決議によって、これを除名することができる。

- (1) 本会の定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を毀損し、又は本会の目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(資格の喪失)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
- (2) 死亡し、又は、失踪宣告を受けたとき。
- (3) 法人又は団体が解散し、又は破産したとき。
- (4) 会費を納入せず、督促後なお会費を1年以上納入しないとき。
- (5) 所在不明となり、6ヶ月以上にわたり連絡がとれないとき。
- (6) 総正会員が同意したとき。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

- 2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拋出金品は返還しない。

第4章 総 会

(構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって、一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 本会の総会は定時総会として毎年度5月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 総会は法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的である事項及びその内容を示した書面若しくは電磁的方法により、開催日の2週間前までを通知を発しななければならない。

(議長)

第16条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(書面による議決権の行使)

第18条 正会員は、他の正会員を代理人として議決権を行使することができる。

- 2 総会に出席しない正会員は、あらかじめ通知された事項に書面をもって議決権を行使することができる。

(決議)

第19条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は総正会員の半数以上であって、総正会員の議決の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員及び顧問

(役員の設定)

第21条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 30名以上45名以内

(2) 監事 2名以上3名以内

2 理事のうち、1名を会長、1名を専務理事とし、必要に応じて7名以内を副会長、8名以内を常任理事、3名以内を常務理事とすることができる。

3 前項の会長をもって、一般社団・財団法人法上の代表理事とし、専務理事をもって、同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって、正会員（法人又は団体の場合にあつては、会員代表者とする。以下同じ。）のうちから選任する。ただし、特に必要があると認められる場合は、理事にあつては5名、監事にあつては2名を限度として、正会員以外の者を理事又は監事に選任することを妨げない。

2 会長、副会長、常任理事、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及び定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐する。

4 常任理事は、副会長を補佐する。

5 専務理事は、会長及び副会長を補佐して、業務を執行する。

6 常務理事は、専務理事を補佐する。

7 会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(顧問)

第28条 本会に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、別に定める設置規定に基づき、本会に功労のあった者のうちから、理事会の決議により会長が委嘱する。

3 顧問は、本会の運営に関して会長の諮問に対して意見を述べる。

4 顧問は、名誉顧問、最高顧問、特別顧問、顧問の4種類とする。

5 顧問の報酬は、無償とする。

(損害賠償責任の免除)

第29条 本会は、一般社団・財団法人法第114条の規定により、理事会の決議をもって、同法第111条の行為に関する理事（理事であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

本会は、一般社団・財団法人法第114条の規定により、理事会の決議をもって、同法第111条の行為に関する監事（監事であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

2 本会は、一般社団・財団法人法第115条の規定により、外部理事及び外部監事との間に、同法111条の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、10万円以上であらかじめ定めた金

額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第6章 理事会

(構成)

第30条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、常任理事、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、専務理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集する会長は、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定に関わらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第36条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第37条 本会の事業計画書及び収支予算書は毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第38条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置きするとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置きするものとする。
- (1) 監査報告

(剰余金の処分)

第39条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第41条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第42条 本会が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第43条 本会の公告は電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第10章 補 則

(事務局)

第44条 本会は、事務を処理するために事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置くことができる。

3 事務局長は、理事会の決議を得て会長が任免し、職員は会長が任免する。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の代表理事（会長）は立野純三とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第36条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則

1 この定款は、平成25年5月23日改訂し、施行する。